

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により、武雄市長から公共測量の終了について次のとおり通知があった。

令和 8 年 2 月 17 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

- 1 作業種類 公共測量（空中写真撮影）
- 2 終了年月日 令和 8 年 1 月 26 日
- 3 作業地域 多久市全域、伊万里市全域、武雄市全域、鹿島市全域、嬉野市全域、西松浦郡有田町全域、杵島郡大町町全域、江北町全域及び白石町全域並びに藤津郡太良町全域